

52

特254

170

労働者農民の代議士

山宣は如何に議會で戦ったか

343

449

赤光社書店發行

始



特254
170

目次

拷問・不法監禁に對する質問

附録

- 一、赤旗に包まれた戦士の遺骸(大山郁夫)……………二四
- 二、山本宣治年譜……………四二
- 三、山宣デー闘争年譜……………四六
- 四、編者あとがき……………四八

題字 大山郁夫氏



拷問・不法監禁にたいする質問



昭和四年二月八日「豫算委員会第二分科會」に於てなせる

(口を封ぜられてゐた山宣は、豫算委員会といふやうなものを巧みに利用して、蓄積してゐる憤激を浴びせかけるより方法がなかつた。従つて一見措辞は鄭重であつても、その裏に如何に烈々たる闘志を藏してゐたかは、支配階級が遂に彼を斃すにゐられなくなつた、といふ一事で十分了解できるであらう。)

私の質問は豫算分科會の職分としては内務省所管の重大部分を占める警察費の使用に關してであり、之に關しては、既に本會議にあつて淺原健三君の質問があり、尙ほ豫算總會に入つて一松委

員の一應の質問があつたのでありますが、さう云ふ風なことを今更此處で重複して申さうとする者ではありませぬ。唯其處迄尋ねて来たこと以上に進んで、内務當局の所見を伺はうとする次第であります。帝國議會に列し、まして、矢張労働者、農民の代表でありまして、言葉の使方が甚だ乱暴であります。敬語を使ふと云ふ風なことには慣れませぬから、其邊は前以て御諒承願ひます、それから御答辯の點に關しても、慇懃丁寧なる御挨拶は敢て要求致しませぬ極く簡單明瞭に御答願ひたいと思ふのであります。それで四日の豫算委員會で一松委員が、搔擗んで申しますと、京都に於て大典の前後に長期の檢束が行はれたと云ふ事實を述べて、一松氏は「之が適法なる行爲でありますか如何でありますか」と問ふて居り、それに對する秋田政府委員の御答は「御承知の通り檢束は檢束を致しました翌日の日没迄と云ふことに法規がなつて居るやうであります、是は多分間違がない積りであります云々」「其法規に背いて不當に只今御話の如く十八日間も檢束を繼續することはあり得ない、事實さう云ふことはないと思ひます」と明に御答になつて居つて、其後別段取消がないやうであります。さう信じましても宜しうございませうか。

○秋田政府委員 左様でございます

さうしますと其御答に基きまして、あり得ないと信じておいでになる、それに関して監督の任に當る官吏の方々は御存知ないかも知れぬが、私共解放運動に従て居る者は、屢々檢束の憂目に遭ふことがある。其目に遭つた者として、私は一つの事實を申上げて、當局の所見如何と云ふことを質したいと思ふのであります。事は田中内閣の問題であります。多少古い話になりましたが、一昨年八月の二十四日に私は自分の郷里であります京都府宇治町で、丁度八月の十日に父を喪つて、父の葬禮や色々な雑務をやる爲に籠つて居りました。其時に父の死後丁度二週間後に、突如宇治警察署から召喚されて丁度當時雑誌「インターナショナル」の發行印刷人でありましたから、それに関する用務で聞きたいと云ふので出頭した所が、理由を示さずして直に貴方を檢束する。京都府警察本部の命令だから、檢束の事由は何であるか分らぬ。兎に角居つて呉れと云ふので、二十四日から二十九日まで私は宇治警察署に居りました。檢束されて居つた、それで出る時に所持品を戻して貰ふ時に測らすも見た檢束文、其文面を見ますと、「山本宣治、右は宇治町塔の島附近を徘徊し、公安を害する行動ありたるに依り云々」と云ふことがある。それが第一日であります。それから第二日は又他の社の名前が書いてある。縣神社の社内を徘徊しと云ふ風なことで、兎に角六日間居りました内に——兎に角六日間警察の中で風光明媚の宇治町は悉く徘徊して廻つたことになつて居る是は宇治警察署の檢束文を御取寄せになつたならば分るのであります、それで兎に角翌日日没を

超ゆることを得ずと云ふ風な明文があるのに、斯う云ふ風なことを實際やつたと云ふ實跡證據がある。それでどう云ふ風に帳面づらを合すかと云ふと、毎日夕刻になつて、山本さん、一寸来て呉れ、それからそれは豫定の計畫でありますから、煙草を吹かしながら警察署の門前に行くと——門前に出てそこらを半町程ぶらついて歸つて来て、宜しい、歸りなさいと言ふと豚箱の中に歸ると云ふ風なことで、毎日豫定の日課を繰返して居つたのでありますが、六日も居る間に段々「ルーズ」になつて来て、私は夕刻になりますと睡いから早く寝てしまふ。或る夜の如きは私が先に寝てしまつて、夕刻になつて門前に出て一應此手續を執ると云ふことを怠つた爲に、其係の部長は非常に恐慌を來して、翌朝になつて私に懇願して、出た體になつて呉れと云ふ風なことを言つて、帳面づらを合せたと云ふことになつて居る。是は私には分らなかつたことでありますが、釋放される其二十九日の夕刻に斯う云ふ始末書を書いて呉れ、で向ふの要求します始末書は當分家に籠つて居つて、支那地方へ旅行に行かないやうにして呉れ、兎に角官廳の力は書いた物が言ふことを聞くのであるから、行つても構はぬが、書くことだけ書いて呉れ、ば御出ましになるのに大變好都合であると云ふ風な話で一札を認めまして出たのであります。所が其出る迄に前に申しました通り自分に一家の不幸がありました、矢張色々雑務が多い、それで丁度三十日は父の埋骨をしなければ

らぬと云ふので、墓標を書く人間が無い、墓標を警察署に擔ぎ込んで、留置場から暫時出まして父の墓碑銘を私が書いたと云ふ風な一場であります。埋骨式にも現在子供がありながら列せられないと云ふならば警察署それ自身に甚だ祖先崇拜の此孝道を完うするのに阻害するやうなことであつたから、大に外に出て警察署の不屈を宣傳する。斯う云ふ脅迫をした譯ではありませぬが、兎に角埋骨式を邪魔するやうなことであつたら、此方にも考があると云うたので三十日に出られた。それで色々事情を総合しますると、私の關知しない事でありますが、労働者農民の利害を代表して支那へ押渡つて支那の無産階級が如何なる状態に在るかと云ふことを調査する爲に、無産階級の中の所謂指導者を選抜して、さうして支那觀光團の途に上らうとする決議を東京に於てした。其觀光團の團長に私が選ばれたと云ふことでありまして、私が支那へ行かない爲に、さう云ふ風な一種の豫防檢束と云ふやうな風なものが行はれたことであると云ふ風に其後聞きました。で斯う云ふ風な次第でありまして、私は事實を申上げて、決して嘘偽りはない、御参考になるやうな書類も今申した宇治警察署に御探させになれば分ることではありますが、斯う云ふ豫防檢束と云ふものを唯帳面づらだけ合して居ると云ふやうな風な處置は今後も続けられますか、此點を御伺したい。それはさう云ふことをして居ると云ふと、矢張豫算面に重大なる影響を及ぼします、例へば警視廳の官内に於て

毎年公安を害すると云ふ名前前で検束される者が大正八年に一萬五千人あつたのが、昭和元年に及んで五萬二千人餘になつて居る。約三倍強に殖えて居る。斯う云ふ風なことで自然さう云ふ風な方針を續けて置けば留置場も大きくしなければならぬと思ふ。其點で斯うした豫防検束と云ふものを事上不法法の處分である事を、殆ど慣習の如く行つて居ると云ふ事實がある。之を當局は如何に御考になりますか、此點に關して御答を願ひたいと思ひます

○秋田政府委員 私此場合、只辻樓が合へば宜いと云ふやうな形式的の御答辯を申上げることが好みませぬ。只今山本さんの御尋でございますが、是は先刻鬼丸さんから矢張同様の御質問がございまして、それに對して私は御答を致して置きました。御聴取下さいましたならば、それと同様な言葉を以て御答を致すのでございますが、若し御聴取がなかつたと致しますれば、速記録を御覽下さいませれば能く判るのであります。要するに行政執行法若しくは警察犯處罰令是等の法の規定を其法の目的以外に濫用を致すと云ふやうなことに付て昨今多くの非難がございするが、是は斷じて避けなければならぬ事でありませぬ。之を法の目的を超越して他の道具に供すると云ふやうなことは、所謂人権蹂躪と云ふ大きな問題が起つて參るのでございまして、何處迄も之を避けなければならぬ。當局と致しましては十分に警察監督の上に於て注意を致して居る積りで居りますけれども、尙ほ今後一層此點に付て十分に注意の上にも注意を加へまし

て、左様な事態の發生致しませぬやうに努めたいと思つて居ります。左様御承知を願ひます

只今の御話に關して——前に鬼丸委員の質問に應じたと云ふ點に關しては、尙ほ私後程もう一度繰返して伺ひたい點がありますが、今御伺して居る點に關しては、鹽廻しと云ふやうな事を今後絶対にやらぬ。或は全然それが違法の處置であるから、それをやるやうな係官があればそれを處罰する意思があると云ふ事を此處で明言されるのですか、それが伺ひたいのであります

○秋田政府委員 監督上十分の注意を致します。之に反した行動を執りました者に對しては相當な處置をする事は無論であります

監督上十分の注意をすると云ふ御答でありましたが、其他の一松委員の質問に御答になつた内務大臣、又秋田政府委員、横山政府委員の御答を綜合致しますると、先頃の御大典の前後に各所に於て「大典檢束」と俗に云ふ所の長期の檢束が行はれたと云ふ事實を御承認になつて居るものゝ如くであります。其點と矛盾するやうでありますが、其邊御所見は如何でありますか

○秋田政府委員 少しも矛盾はないと考へて居ります。私は御答に際して冒頭に申上げました通り、只辻樓を合せて形式的の御答辯を致したくない意味に於て只今御答を申した次第でございますが、各個の事實に付きまして聞き直つての御話でありますと、又其意味を以て御答を致さなければならぬことになりませぬ

此處は山本さんとの間に、私は妥協を申込む譯でもありませんけれども、何とか御考が願はれますまいか……

八

甚だ和氣霽々たる問答で——妥協を申込まれて妥協に應ずる譯ではありませぬが、矢り委員會の席上での御話以外に吾々は屢々抗議或は陳情で喧嘩腰で本署へ押掛ける事がある。其席上の事を申上げて特に御反省を促したいと云ふ點迄持つて居る。それは、今の大典檢束の問題に關しまして、自由法曹團の代表者神道、上村、水谷代議士、細迫兼光、是等の諸氏が望月大臣とたしが十二月下旬に會見を致しまして其時に色々陳情を申しました所が、大臣の言葉は如何にも御話は御尤でありさうな事であるが、己むを得ない事を、注意をして置いたと云ふ風な意味の言葉があつた、尙ほ又其節に收監者の若干名が死んだと云ふ報告を聞いて心を傷めて居る云々と云ふ御答がありました。現に大典に際して上京の途中に各所を視て巡つてさう云ふ風な事がないやうに注意をして巡つたと云ふ御話でありましたが、是は人情大臣——内務大臣としてさうもあるべき御心配だと思ひますがそこが鈴木前内相の言ふ親の心子知らずと云ふ風な色々の例がありました、矢張斯うした席上に於て當局は斷乎として行政執行法の第一條の勵行を當局の意圖として居ると云ふ事をきつぱり宣言して戴かなければ、妥協では濟むまいと思ふ。法律と云ふものはさう胡麻化しの爲の——只掲げてあ

るばかりでないから、官憲それ自身の公布した法をさう蹂躪して行くと云ふ風な非合法的手段を合法化されると云ふやうな點に付ては頗る吾々は疑なきを得ない。能く解放運動に携る者が非合法運動と申しますが、決して非合法ではない。官憲それ自身が法をまげて或は唯辻褃を合す爲に色々の形式を整へてやるが爲に起つて来る。此解放運動が名前だけは非合法と云ふが、實は政治的自由を求むる爲の熱心なる闘争なのであります。それで私は其妥協に應ずると云ふ意見は毛頭もありません。矢張何か今迄の檢束が少くなると云ふ風な實効が擧るやうな明言を得たいのであります、具體的に言ふならば地方の留置所の番人或は其檢束した當該の官吏が此際責任ある政務次官の御聲明に感激し或は恐怖してそこに今後の處置に偉大なる變革が来るやうな斷乎たる御聲明を願ひたいものであると思ひます

○秋田政府委員 私決して妥協を願ふと申したのでないものでありますから、それは誤解のないやうに願ひたい。只今の行政執行法の勵行と云ふ事に付きましては、先刻はつきり申上げてあります。法の目的以外に之を濫用するやうな事があつては相成らぬ。此點に付ては十分の監督上注意を加へます。又之に違ひましたる者に付ては相當の處分を致すと云ふ事ははつきり申上げてあります。是はそれで御分り下さつた事と思ひます

九

只今迄のは検束の問題でありますが、過日の大典検束に關しては、長期の拘留に處せられた者が多い。而も其拘留が矢張先程申したやうな盪廻し的手段であつて、二十九日の拘留を終へて出ると、又次の二十九日を言渡されると云ふやうな實例が多かつたのであります。それで先日望月内務大臣が本會議で御答辯のあつた其日に、直様當局は新聞に拘留中病氣を起して死んだ者に對する御調査を發表されました。之に關して當局はそんなことを發表したことはないと秋田政府委員は四日の會議に於て申して居られますが、此發表たるや單に東京日日新聞のみならず、時事新報、又大阪毎日新聞、大阪朝日新聞と云ふやうな所に於て、殆ど同文で現はれて居るのであります。其中で一々事巨細に今當局の見た所が違ふと云ふことを申しませぬが、唯一例私の最近に調査して參りました京都府に於ける實例で、發表の全文に斯うあります。是は「昭和三年十月二十七日七條署は熾んに社會革命を口にして過激なる行動に出でんとする西村幸三郎(當時二十五歳)を検舉し其後一二回放免し檢舉を繰返へしたが結局十一月三日には町の有力者より身柄の請書を提出せしめて放還したり然るに彼は檢束中胃腸病なることを申出でたるを以て署は細井、西川其他の醫師に診斷を求めたる所別段重病にあらざる由にて、其の放還されたる時の如きは彼は極めて元氣で自宅なる下京區東七條岩本町十四番地の自宅に徒歩で歸宅したる程なり、而して同夜九時頃家族知己の者と談笑中遽かに

苦痛を訴へ僅か三十分にして脚氣衝心に依り死亡したるものなり」それで暴行を受けて死んだものでないと云ふやうな話でありますが、暴行でなくても、拘留處分にあつた人間が、死んだと云ふのは其七條警察署に新しく出來た監房に於きまして十一月末日に三名あります、只今申したのは死んだので、もう一人、大西某なるものが同じく出て間もなく死んで居ります。それから友禪工組合に屬する職工某なるものは是は警察の門前で鋪道の上で頓死したと云ふ例がある。それから尙ほ病氣に罹つて出た者がありますので、聞いて見ますと、鐵筋混凝土コンクリートの新しい建物で地下室で光を採るのは一方から、風が通るのも一方からであるので、中で全部が殆ど冬は凍傷に罹る。或は脚氣を起すと云ふやうな所に入れて居る。之が御大典に名を藉りて莫大な警察費を要求し、さうして新築した留置所が斯の如き實狀であるのであります。それで拘留處分に遭つた人間の言葉を聞くと、警察の留置所に放り込まれるより寧ろ刑務所に行つた方が餘程樂であると云ふやうなことを申して居るのであります。さうして檢束或は拘留處分に依て警察の留置所の中に居る人間の生活に關して尙ほ衛生的な改良を加へられる意思があまりにならぬか、之を一寸伺ひたい

○秋田政府委員 留置所の改善に付きましては十分に考慮を致します

所で只今御伺したのは犯罪或は今の警察犯處罰令等に依る所の拘留處分であります、それ以外に

社會的に重大なる問題は、彼の三月十五日未明を期して全國を通じて行はれたる共産黨事件に掛つた被檢舉人の状態であります。原法相は就任の當時に當つて犯罪捜査の爲に拘留處分に處すると云ふやうなことはないやうにと地方長官會議で訓示をされたのでありますが、事實あの三月十五日の未明を期して、各々の家の臥所で平和な眠を取つて居つた人間が檢舉せられてそれから一箇月、或は二箇月、名前も付けられずに居つたと云ふ。それはどうした次第でありますか、拘留でありますか、強制處分ならば十日を越ゆることを得ずと云ふのでありませうし、犯罪捜査ならば何とか名前が付きさうなものでありますが、全國擧つてさう云ふやうな條件の下に置かれた連中が多かつたと云ふのは、警察政治の點から見るとどう云ふやうな名前を付けておやりになつたのであるか、之を伺ひたいものであります。

○秋田政府委員 一寸山本さんに承りますが、三月十五日の例の共産黨事件の檢舉の際に安らかに眠つて居りました人々を一齊に檢舉して數日間拘留を致した。それはどう云ふ名前で拘留したのかと仰つしやるのですか

數日間ではありませぬ、一箇月又は二箇月居りまして起訴にならなかつた者は出た、それから訴起された者は其後引續き居る。其時に犯罪捜査の目的で留置所に投ぜられたのであるか、どう云ふ名

目で入れられたのであるか

○秋田政府委員 唯一事を私が購着するやうに御受取になられましたは甚だ心外であります。各個の事實におきましての調査を終へまして御答を申上げた方が宜しからうと思ふのでありますが、大體私は被疑者が拘束せられて居りましたのに付きましては、それ相當の罪名の下に當然の處分としての拘束を受けて居つたものと思ふのでございます。私に於きまして只今當時の事情を承知して居りませぬのでございますから冒頭申上げます通り、是は調査をして御答することが宜いやうに思ひます。左様御承知を願ひます。

事實當時檢束された人々は唯期限を定めずに留め置かれて、所に依ては所謂檢束の蒸返しと云ふものになり、或は官憲に對して不穩の言辭を弄したと云ふことで二十九日の拘留に處せられると云ふやうな、名目の附ケ方は色々あつたのであるが、其際に拘留であるならば正式裁判の申立をする爲に書類を作成して傳達を求めた所が拘留所の番をして居る巡查或は取調に従事して居る刑事が斯う云ふものは紙屑だ幾ら出しても駄目だと云ふので破り捨てたと云ふ實例が各所にあるのであります。それで斯う云ふ不法なる處置をした當事者を其儘其職に置かれる積りでありますか、それを伺ひたいと思ひます。

○秋田政府委員 不法の處置を執りましたかどうかと云ふことは、調査の上でなければ決定致しませぬ。

不法の處置を執りました者がありました場合に於ては、それ相當の處置を致すことに決して吝なる者ではありませぬ

大變長くなつて済みませぬがもう少しで済みます——今迄申上げた事を色々組合せまして、さうして當局の處置の一端を示す最近の實例が茲にあります。之を申上げて將來の處分に關する御參考に供したいと思ひます。それは京都府下福知山に於て「昭和魁新聞」と云ふ新聞を經營して居る社長であります。是は政治上は舊勞農黨の主張に共鳴致しまして、曾て其黨員でありましたが、さう云ふ關係上からして官權の横暴を糺弾すると云ふやうなことをのべつやつて居つた關係上、去る十月二十八日福知山警察署へ同行を求められて、それから三十二日間名前の附かない留置處分に遭つてさうして漸く十一月二十八日に出て來た。所で出て來たので、其新聞社長細見文治なる者は警察署長及び高等係を被告としまして不當拘束に關する告訴を福知山裁判所に提起致しました。所が其の事件と併行しまして、其同じ留置所の中へ乞食が一人拘留二十九日を言渡されて留置されたのであるが、福知山警察署は乞食であるからと云ふので、一日に二食でも宜いと云ふので、二食しか食はせない。さうして長い間拘留して居る中に、其者は榮養不良で遂に十一月二十三日午後から甚しく惡感發熱を起して、さうして中で苦悶を始めた、中に居つた十五六人の人間が其呻吟の聲に惱ま

れて逆も寝られないと云ふ場合になつても、其留置場の監視巡査は何等の手段も講じない。翌二十四日、二十五日、終日悶へ苦んで居つたが何等の手段も講じない、二十六日には遂に抵抗力が盡きて其監房の中で唯一人末期の水をも飲まずも無しに悶死したのである。所で死んでから其始末にあぐんで態々此福知山町の——警察署があるにも拘らず、町醫者上村と云ふ者を呼んで、さうして監房から出した屍體を死後二時間に於て檢視さして、さうしてそれで行路病者と云ふ名前を付けて町役場に引渡したと云ふ事實がある。之を今の細見氏が面のあたり見て、さうして出て來て直ぐに其事を暴露したのであります。すると今の告訴を受けた——不當拘束處分で告訴を受けた署長が其暴露に對して非常に憤慨して、さうして又もや一度出した其新聞社長を檢束して、それと同時に其新聞社に雇はれて居る印刷工から廣告取から全部を檢束し、尙ほ又其細見社長の家族の者までも檢束して、さうして之が十二月の十七八日の頃であります、私は東京へ來て居つたので「一大事發生直ぐ歸つて來い」と言はれたけれども、つい歸へることが出来なかつた。後で聞いて見ますと再び檢束した理由は、留置場の中で見聞した、乞食を干殺した事件を世間の前に暴露したが爲に、其警察署長が非常に憤慨して、さうして其細見文治を檢束して、中で脅迫して言うに、お前の出した不當檢束の告訴を取下げらばお前達を出してやると云ふ風なことで、此正當の權利主張の告

訴をば再度の檢束を以て脅迫をして取下げると云ふ風なことで押問答をした揚句、此問題はつい有耶無耶に終つたと云ふやうな事件がある。で福知山警察署長今江米次郎、此人は既に民政黨から糺弾されましたあの和歌山事件の國粹會の暴漢を使唆して、さうしてあの大事件を惹起した元兇なので、其元兇が又もや福知山に行つて斯う云ふ事をやつて居る。斯う云ふ風な跡を見ると云ふと、單に和歌山縣とか京都府とか云ふ地方問題でなしに、内務當局はさう云ふ風な既に一種の前科ある者をも尙ほ今日用ゐて居られると云ふ風に見られるのでありますが、斯様に考へることは吾々の邪推でありませうか、其點に關して所見を承りたい

○秋田政府委員 警察監督の上に於て参考となるべき幾多の資料を御提供下さいましたことを山本さんに對して厚く御禮を申し上げます。要するに警察行政の上に於て幾多改善の餘地ありと云ふことが茲に明に相成つたのであります、私之を謹んで承服致すのであります、現内閣に於きまして警察行政に付ては十分なる監督上考慮を致すと同時に、部下を督勵して過ちならしむることに努力致して居るのでありますけれども、尙ほそれを以て十分なりとは決して考へて居りませぬ。警察が國民の政府となると云ふやうなことでは、此國の政治が滑に運行されるものではないのであります。事は小さい事が大事を産むのであります、此點に付ては爲政者たるものは深く留意を致さなければならぬ事柄でございます。現内閣と致しまし

ては此上共一層注意を深く致しまして、山本さんの御質問の御趣意に適ひまするやうに今後努力致します大體に於て此心掛を持つて居るものであると云ふことだけを御諒解下さるやうに願ひます

繰返し申上げる例が聴く皆様に非常に不愉快な感を與へやうかと云ふことを私は想像する者であります。不愉快なる實例を申上げて諸君に困惑を與へやうと云ふ意味ではない。さう云ふ事實が存在して居るならば、さう云ふ事實の今後起らないやうに御互に致したいと云ふ意味で申上げるのであります。尙ほもう一つ更に重大なる問題に關して當局の御注意を喚起したいと思ふのであります。それは彼の共產黨事件に連坐致しまして、所々の警察署に於て取調を受けた被告或は被疑者の受けた待遇であります。是は地方的には私が今具體的に持つて居ります實例は、福岡縣、或は大阪府、兵庫縣、京都府、或は北海道函館、札幌或は東京と言ふ風な所で、殆ど全國に亘る例であります。が、無責任な論評でないと云ふ證據に二、三の例を申します、函館に於きまして被告となりました福津正雄と言ふ人間は、函館警察署に於きまして混凝土建の洗面所か浴室のやうな處に、冬の寒空に眞裸で四つ這にさせられて、さうして取調に従事した刑事はお前は労働者だから北海道の労働運動をするんだと言ふので、四つ這にならせて、竹刀で毆つて、其混凝土の上を這廻らせた、さうして「もう」と言へと言つて「もう」と言はせ、或は其床を舐めろと言つて床を舐めさせた、それで三

四十回も詰り昏迷に陥る迄竹刀で哀れなる青年の尻を叩いて、走廻らせたと言ふ例が函館の裁判で現はれて参りました。それから靜秀雄と言ふ被告は、是は又竹刀で繰返し毆られて、さうして自分は既に悶絶した、不圖、眠が覺めたら枕許に茶碗に線香が立て、あつた。即ち攻め殺したものと思つた人間が、流石に死んだ者の怨みが怖いか冥福を弔ふ爲に、其死體と見られた者の枕邊に線香を立て、置いた。斯う言ふ風な實例は多くあります。用ひられた道具は例へば鉛筆を指の間に挟み、或は此三角形の柱の上に坐らせて、さうして其膝の上に石を置く、或は足を縛つて、逆まに天井からぶら下げて、顔に血液が逆流して、さうして悶絶する迄打ちやらかして置く、或は頭に座布團を縛り付けて、竹刀で毆る。或は胸に手を當て、肋骨の上を擦つて昏迷に陥れる。或は又生爪を刺がして苦痛を與へる。と言ふやうな實例が到る處にある。福岡に於て或は大坂に於きまして、或は北海道に於て、被告が口を揃へて言うたことが偶然暗合して居る。どう暗合して居るかと言ふと、取調の任に當つた人間は何時も顔見知の高等係ではなくして、泥棒や拘捕を相手にして居る司法係や治安係といふ腕節の強い人間が其處へ來て言ふやうには、此取調に當つてお前方三人四人殺した所で上司は引受けて呉れる。昭和の甘粕だからうんとやるといふやうなことを言うてやつた、是が偶然の暗合であるならば甚だ奇妙なことであります。若しそつといふ風な事例が全國的に出たと

するならば是は由々敷大事でありまして、政府それ自身が行政警察規則の第何條でありますか、懇切丁寧にすべしといふことを自ら蹂躪して居るといふやうなことで、此事實を聞いた辯護人は政府が斯の如き非合理的なる犯罪捜査の方法を今尚ほ用ゐるならば、政府それ自身が此事件に關する公訴權を放棄したものと見ることが出来る、故に無罪であるまで論告をした程の實例があつたのであります。之に關して私の話に關する當局の御所見は如何であるか

○秋田政府委員 私我先刻我國の警察行政の上に於て尙ほ改善すべき餘地のあることを認め、又之が改善の爲に益々努力を致しつゝあるのであります。今後層一層之に注意努力を致さなければならぬと云ふことを申し上げた。警官に對して國民が一つの不平を持ち不快を持ち、延いて警官に恨みを持つと云ふやうなことは、此國の政治が滑に運行せらるゝものでないと思へます。故に、十分の注意を致しますと云ふことを申し上げたのであります。現内務大臣が就任の當時地方長官を會同致しまして、是等の點に付きましても十分の注意を加へた事實があるのでございます。斯の如き各府縣に於ける偶々の小さい警察の非違とか或は不當とか云ふことに付ても、内務大臣は絶えず心配を致して居りまして、之を改めて所謂善政をやらなければならぬ。善政と云ふのは必しも大局高處にのみ着眼すべきものではなくして、吾々の眼前に幾多横はつて居り、吾々の足許に幾多横はつて居ると思ふ、此點に付て深く注意をして改善の實を擧げなければ

ならぬと云ふことを訓示致したのであります。此意味は先程來山本君の御指摘になりましたやうな事柄に付て、世間から假令誤解であつても何であつても色々の事を言はるゝやうなことがないやうにせよと云ふ意味なのであります。今後とも十分に注意を致すのであります。併ながら只今最後に山本代議士が御指摘になりましたやうな事柄、あのやうな事實が我が日本の警察行政の範圍内に於てあるかどうかと云ふことに付ては、断じて之れ無しと申上げて宜しからうと思つて居る。明治、大正、昭和を通じて、此聖代に於て想像するだに戦慄を覺ゆるやうな事態が果してあるでございませうか、如何でございませうか、私は、明治大帝以來歴代大御心が國民の上に極めて優渥である、又責任ある政府者は其大御心を體して幾々匪躬の節を盡して居りまして、部下、下僚の末に到ります迄も是等の點に付ては相當の注意と努力を致して居る筈であります。何れの時に於て、何れの場所に於て只今御指摘のやうな事實が行はれたでございませうか、私は最近の事例として只今御指摘になつた、而も斯様な事實は到る所に全國を通じて澤山にあるのであると云ふやうな御話を承つて、餘りに誇大に失する御話ではありますまいかと云ふやうな心持が致しますのです。若し果して事實に於て左様な事がござりましたならば、所謂拷問と申しまするか、何と申しまするか、言葉にも筆にも盡されないやうな、洵に戦慄を覺ゆるやうな事態でございしますので之を其儘に打捨置く如きことは相成らぬと云ふことは申す迄もないこととあります。政府と致しましては無論相當の處置を執らなければならぬのであります。私は左様な事態のあると云ふことを信すること

が出来ませぬのであります。山本さんの御言葉は、院内に於ける御言葉が院外に於て責任無しとする憲法の保障の下に、無責任に此議場で以て御話になる譯であるやうには私は決して思ひませぬ。でありますから、責任の有る山本さんのこととござりまするからして、十分の御調査を遂げられて、其院外なると院内なるとを問はず、申されたことに對しては、責任を持たれると云ふ御覺悟であらうとは深く拜察を致すのでありますけれども、如何にしても、私に於ては、左様な事態が、隨時隨所に於て我國內に於て行はれたりとの御話には、断じて承服することが出来ませぬ。私は左様な事實のあつたと云ふことを信じませぬ、隨て之を基礎として政府が如何なる態度を執るか、それに對して政府は如何なる考を持つて居るかと云ふ御尋に對して御答を申上ぐるの必要を感じませぬ、左様御承知を願ひます

最後の點は非常に重大なる點であります。此處で私が名を擧げて申します以上、十分なる責任を持つて申上げたといふことを断言致します。それで名前を擧げない、所を擧げないと云ふやうなことに關しては、是は十分の考慮を拂つて居りまするので、只今の御尋に對して、私は斯う云ふこととは言ひたくはないのであります。當局の極めて重職に居られる方で、其方の親戚の中に、政治的所見を異にした爲に榮譽ある貴族の籍を捨て、其所信に忠實なる餘り、今申したやうな拷問の攻めに遭つた人もある、さう云ふやうなことは一々言ひたくないから、言はないだけのことでありまして、まるつきり無い、是が全部虚構の事實であると言はれるならば、私は其事實を此委員會に

於て許す限り御答申したいと思ふ。現に各所に於ける共産黨裁判は、何處に於ても其取調の處置の當を得なかつたといふのは、被告が其事實は係官の名を擧げて申立て、居るのを辯護人は聞いて居る。札幌に於ける裁判の如き、私は當日傍聴しましたが、或る婦人の被告は、其取調の最中に於て其被告の十五になる娘が、母親の見て居る前に於て、言語に絶したる辱を此取調の官吏から受けてそれを見て腸を斷つ思をした。或は又其女被告の鮮血に染まれる衣服の一點が残つて居つたがそれが何處ともなく消えて行つた證據が湮滅されたといふやうなことで、其話を聞いて居る裁判官、それ等の方々も面を反けたといふやうな例すらある。私は決して嘘言を申立て、居るのではない。若し今の政府が種々なる政治を行ふ場合に當つて、斯の如き暗澹たる犠牲者を其中に生ぜしめねばならぬといふ風なことであれば、其政府の方針は非常に反社會的のものであるといふことを吾々は言はなければならぬ。其意味に於て私の申上げすることは、當局の感情に對し、或は意識に對して、非常な「ショック」を與へるものであらうと思ひますが、斯ういふ話は是非とも聞いて、さうして、必ず反省して得る所があると思ふのであります、で斯様に申した所で、一々争うて斯ういふ風な言實を得てどうしやうといふやうなことまでは私は申しませぬ。只今申上げました實例に關しては全部責任ある事實に基いた陳述である。之に關して當局が如何にせられるか、兎に角吾々は飽迄此現

代の社會に於ける九十七「パーセント」を占むる所の無産階級の、其無産階級の政治的自由、之を獲得する爲に斯うした、暗澹たる此裏面には、犠牲と、血と、涙と、生命迄を盡して居ると言ふことを申述べて私の質問を打ち切ります

○秋田政府委員 政府としては只今山本君の述べられました事實のあと云ふことを斷じて認めることは出来ませぬ、隨て存在せざる事實を前提として之に對して所見を述ぶる必要はありませぬ

(山宣の痛烈な暴露追撃に、如何に政府委員が狼狽したかは最後の答辯にはつきり現はれてゐる。……で、山宣が質問を打ち切つたのは、かゝる虚偽の答辯を、本會議の席上で堂々と追撃するためであつたのだが、その機會は永久に來なかつた。)

赤旗につままれた戦士の遺骸

同志山本宣治の死を凝視して

大山郁夫

—

我等の「山宣」——彼は同志の間でさう呼ばれることを心から喜び、誇りにしてゐた——の勇敢悲壯なる最期は、全國の戰鬪的労働者農民の血を沸した。

彼の訃報が電火の如くそれらの労働大衆の耳を打つたとき、彼等は悲痛の涙にうるむ眼で何を見たか？ それは、血に飢えた白色テラーの物凄き形相であつた。

さうだ！ 同志「山宣」の横死は、單純に一個の偶發事件とは見られない。それは概括的に云へば、帝國主義戦争の危機に伴つて益々狂暴に吹きあれる反動の嵐——白色テラーの網の目の上に現はれ

た一個の根深き現象であらねばならないのだ。我々は直接の下手人である一暴漢に対する憤激の餘りに、このより重大なる事實を見逃がしてはならない。

「我等の行くところは戦場であり、墓場である。」——

労働者農民黨の結黨大會に於いて、私は、この一語を、腸から絞り出したやうに、議場に投げつけた。それは單に私一己の個人的感情の表白ではなかつた。それは實に、その日の議場に居並んでゐた千餘の同志の——否、そこに參集する事が出来なかつた全國幾萬もしくは幾十萬の同志も——胸中に潜んでゐた共通感情を絶叫したものに外ならなかつた。と、さう私は確信した。そして、その聲に應じて滿堂の會衆が、怒濤の如き拍手を以て熱烈なる聲援を私に送つたとき、私のこの確信は決定的になつた。

反動の嵐の眞ツ唯中に決死の行進を續けてゐる我々すべての同志。しかも我々の頭上に強權を以て臨んでゐるものは、外でもない田中反動政府だ。それに辟易した社會民主主義者の一群は、右翼・中間派・左翼を問はず、益々闘志を失つてブルジョアジーの陣營に媚を賣り、戰鬪的労働大衆とその組織とを敵の砲火の下に置いてきぼりにして去ることを耻としないまでに成り下がつて來たの

だ。かゝる情態の下に、労働者農民の自由・解放を目標として、互に固く腕を組んで戦ひ進む我々すべての同志は、常に戦友の屍を踏み越え踏み越えて敵陣に突撃する覚悟を持つてゐなければならぬのだ。

まことに、我々の行くところは、盡く戦場であり墓場である。

既に左翼の陣営から、幾多の犠牲者たちの血が流された。尤も、それらの多くは隠れた精鋭に屬してゐたので、一般的にはその事實が餘りに注意されなかつた。だが、それを聞き知ることができた限りの労働者農民は、極度に憤激の血潮を沸かしたのであつた。

ところが今や、公然の舞臺の上に於いて新たな犠牲がまた一つ加へられた。我々の親愛なる同志の一人——勇敢潔白なる階級的戦士として、しかも特に當面の第五十六議會に於いて純粹に無産階級的立場から政治的自由のために奮闘してゐた唯一人者として、味方には信頼され、敵からも畏敬されてゐた山本宣治——の身上に降りかつゝつた暗殺がそれだ。

この凄惨を極めた事件が一世を聳動したのは、もとより當然のことである。

殊に戦闘的労働者農民は、それが田中反動内閣の在職時代に起つたことを、——しかもそれが前衛死刑法である治安維持法の最後案が衆議院を通過したその即日に起つたことを、斷じて忘れ得る

ものではない。

二

我々の親愛なる同志「山宣」は、我々に先んじて、階級闘争の戦場に自己の墓場を見出した。

私は——茲で自身の個人的経験について一言することを許るさうだ——從來、普通の形式の政治的弾壓以外に、暴漢あるひは暴力團の襲撃を受けたこと、單に一再に止まらない。だが、いつも致命的傷害を受けたことがなくて済んだ。で、私は屢々「よく不思議に助かつたものだ」と考へもし、言ひもしたものだ。

だが、それは間違ひであつた。私自身が遭難した頃は、まだ狀勢が現在ほどは切迫してゐなかつたのだし、それに私の地位がまだ暗殺の冒険に値するほどのものでもなかつたのであつた。

それ以來、しかし時代は急轉直下に進展した。帝國主義戦争の暗流は、益々險惡に動き出した。それにつれて、世界の解放運動の激浪は、刻一刻ひた／＼と我國の岸邊に押し寄せて來るやうになつた。對支外交の衡りの傾き工合ひが田中内閣の運命を左右する契機となるまでにさへなつた。戦闘的勞農大衆は、自己の歴史的使命の重大さを益々痛切に意識するやうになつて來た。

かゝる状勢の下に於て、特に水谷代議士が戰闘的勞農大衆を裏切つてから以來、同志山本は、我々の陣營から打つて出て議會鬭争といふ最も困難なる部署に就いた唯一人の代議士となつた。だが、彼の同志は彼れの議會内に於ける地位の孤立化と共に、益々強められて行つた。彼はあくまで勇敢大膽に、議會内のあらゆる場面に於て發言の機會を戦ひ取らうと努力した。だが、他の無産黨代議士たちが比較的容易に本會議の演壇を占領することが出来たのに反して、彼には特にそれが極力妨害された。彼は外貌温厚の人物であり、しかもその舉動が非常に社交的であつたから、その私生活に於ては何人にも敬愛されてゐたにも拘らず、内心の確信が鋼鉄の如く堅く、その階級的操守が磐石のやうに動かなかつたが故に、公生活に於ける彼の言行は、少くともブル代議士どもからは毛蟲の如く嫌はれてゐたのだ。

かくて彼は最後まで本會議に於て發言する機會を持ち得なかつたが、しかし豫算分科會などでは、力の限り善戦した。殊に二月八日の豫算分科會に於ける彼の質問は、最もよく彼の勇敢さを證明したものであつた。

それは速記録によれば、階級闘士への檢束・拘留・虐遇・共産黨被告への××、等々の諸問題に亘るものであつた。その日の彼の質問は、その措辞こそ甚だ温和に聞えたものであつたが、その内容

は峻辣を極めた政治的暴露から成り立つてゐたものであつた。あゝした言論が本會議に持ち出されたとしたら、その大衆啓發力の偉大さに於て、如何に烈しく政府當局の心膽を寒からしめたことであらう！ 否、そればかりではない。若し、あゝした言論が屢々議場で繰り返されたとしたら、直接には田中反動内閣に對する——更らに延いては一般に資本家地主の政府に對する——大衆の憤懣反感は、如何に急激に熾烈化して行つたことであらう！

三

今から考へると、同志山本は自己の身上の危険について、かねてから多少の不安な豫感を懷いてゐた形跡がある。だが残念にも、それへの警戒が非常に不充分であつた。それはしかし、彼自身だけの責任であるよりは、寧ろあとに残された我々同志一同の絶大の過誤であつた。我々は今、異常の自責感を以てその點を假借なく批判し、將來再び同様の失敗を重ねないであらうことを誓ふ。

それは一般的には、階級的自衛の組織の問題に歸着する。白色テラーに對する防備手段を支配階級に相談するが如きことは、そのこと自身が既に矛盾であり、従つて徒勞である。我々は既に前々から、理論的に實踐的に、それを熟知してゐた。殊に、あ

の事件があつてからこのかた、我々が新聞紙上で、警視廳當局が暗殺者の兇行を「正當防衛」だと言つて辯護したり、或ひは議會に於て望月内相が「双方口論の末」あの事件が惹き起されたと陳述したりした、などいふが如き記事を読んだとき、我々は我々のその考へがそれによつて明確に裏書されたことを感じないではゐられなかつた。無産階級は今や端的に、自己の全力を以て自己を防衛しなければならぬ地位にまで追ひつめられてゐるのだ。

いふまでもなく、犠牲者の貴重なる血は解放運動の土壤を肥やす。それ故に我々は、事後に於てはそれをして不朽の歴史的意義あらしめるべく絶大の努力を捧げなければならぬ。だが、それは我々が事前にあらゆる豫防手段を講じて、しかも尙ほ及ばなかつた場合にのみ言へるだけの事だ。我々が我々の怠慢から、我々の闘士の血の一滴をも無益に失ふ事は、絶対に許されてはならない事だ。

最近の市議戦に際して、同志山本は屢々應援演説に出掛けた。歸途同伴の同志から護衛を申し出られたことも度々あつた。だが、その度毎に、彼は固くそれを辭退してゐた。それは、彼が護衛を不必要としたためではなくて、寧ろそのために忙しい任務を帯びてゐる同志たちの手間を取ることを氣の毒がつたためであつた。さういふ時には、彼は、よくかう言つた。「僕だつてまさか病人や子

供でないのだから、むざ／＼とやられてしまふやうなことはあるまい。」

重ねて残念にも、不覺の油断は我々すべての上にあつたのだ。

これは或る新聞紙のゴシップ欄で讀んだことだが、事件のあつた當日、彼は衆議院の控室で澤正の病死に關する新聞記事を見て、問題が如何にも大袈裟に取扱はれてゐるのに感嘆して、「僕たちが殺されたところで五六行の記事で片付けてしまはれるのだらう」と、冗談半分に述べた。すると誰か「傍から」なに、あなたが殺されたら、もつと大きく出されますよ」と言つたので、彼は再び笑ひながら、「では殺されてみようかな」と、呟いたとかいふことだ。

我々はこれを單純に、一の座興の記事として見ることは出来ない。それは彼の潜在意識の中にかくされてゐた或る悲壯なる決意が、その機會に、ふと頭を持ち上げたものでないと、誰れに斷言できよう！

だが、さういふ與太まじりの話よりも、私には、更に／＼眞面目に聞かれなければならない一のエピソードの持ち合はせがある。二月二十四日の夜、私は彼れと共に、本所の或る小學校で同志の一市議候補のために應援演説をして、歸途同じ圓タクに乗つて省線の上野ステーションまで同行した。その別れ際に臨んで、彼は治安維持法事後承諾案の上程の日に如何に必死的に奮闘しようと思

悟してゐたかを私に語つた。彼は何時になく決然として、「咽喉を締められて聲が出なくなるまでやります」と言ひ放つた。「もし私の演説が、咽喉を締められずに終るやうなら、それこそ慘澹たる失敗です。」彼はかう附け加へて、晴れやかに笑つた。私はたゞしつかりと彼の手を握つて、短い激励の言葉を發するより外はなかつた。それが彼との最後の別れになつたのであつた。

彼が生死を賭して戦ひ取らうと努力したその發言の機會は、又々彼から奪はれた。すなはち、治安維持法改悪案が最終的に取り上げられた三月五日、彼が豫て通告しておいた質問の順番が廻はつて來ないうちに、遮二無二討論終結の動議が出され、採決がなされたので、彼は遂に、この惡法に關して労働者農民の深刻を極むる呪咀の聲をブルジョア議會に於て爆發させることが出來なかつたのだ。それを千秋の恨事として見るものは、我々以外にも尙ほ、——記憶せよ——無數の大衆があるのだ！

その夜、彼は彼の宿で横死を遂げたのであつたが、彼を刺した暗殺者が持つて來た「斬奸狀」なるものの中には、彼の治安維持法反對の態度が彼の罪責の一つとして算へ立てられてあつた。かくて治安維持法は、それに向つて最後の瞬間まで斷乎として戦つた階級的勇士の鮮血で塗られたのだ。

四

同志山本が一個の生物學者として、如何に眞理への熱愛者であることを證明したかについては、彼の研究論文や著譯書を読み、或ひは彼の講演を聴く機會をめぐまれたことのある人々にはよく知られてゐることである。しかも彼は一面に於て優秀なる研究者であつたと同時に、他の一面に於て拔群の說話者でもあつた。彼の脳の重量が遺骸の解剖の結果、日本でのレコード・ホルターとして示された事實は、かうした點に關聯して、我々には容易に首肯できる報道であつた。

だが、かつて一生物學者として研究室での仕事に没頭してゐた彼が、何故に次第に社會運動家として、殊に左翼の闘士として街頭に進出するに至つたか？ この問題についても、何等の秘密がないやうに、私には考へられる。それは要するに、生物學の科學としての性質と、彼の眞摯なる研究態度から來たものだ。生物學は、その或る部分に於て、いはゞ自然科學と社會科學との交叉點をなして居るものである。それは特に同志山本が専攻科目としてゐた性問題について、最も適切に言ひ得られる。それに、彼の研究態度そのものは、世俗的意味に於ては、眞の學問的意味に於て、非常に眞剣なものであつた。彼は一切の虚偽を憎み、事物の眞相を假借なく探求し剔抉しなければ己まな

い熱意を持つてゐた。それは眞の意味に於ける科學的態度以外の何物でもなかつた。彼のかゝる研究態度は、必然に彼れをしてその世界觀に於て唯物論の上に立たしめた。しかも彼の尖銳にして潑刺たる思惟能力は、遂に彼れをして戰鬪的唯物論を戦ひ取らしめるに至つた。かくて、夙に生物學の領域から次第に社會科學の分野にまで突き進んで來た彼は、更らに彼れの思惟を彼れの實踐に結びつけるやうになつた。彼れは科學者であつたと同時に——否、彼れはすぐれた眞の科學者であつたが故にこそ、彼れの理論の實踐家となり、彼れの實踐の理論家となつたのだ。ところで、彼は何時頃から社會運動に足を踏み出すやうになつたか？ それを私は知らない。三四年前の秋、私は同志社の學生の前で一場の講演を試みた際に、始めて彼れの紹介された。その後私は彼から贈られた性問題および産兒調節問題に関する二三のパンフレットを讀むに及んで、彼の觀察の非凡なと、その研究態度の眞面目なと、その論旨の社會科學的傾向の多分なとに打たれた。その頃の彼は、しかし、社會運動の方向にも既に相當に深入りしてゐたのだ。で、私は折にふれて、彼が何時頃から社會科學および社會運動に向つたのかの問題に對して、多少の興味を感じたが、しかし遂にそれを直接に彼の口から確めるに至らずして終つた。ところが、告別式の前夜、本郷帝大キリスト教青年會館の一室に於ける、遺骸を前にしての通夜の席上で私

は、彼とは姻戚關係にある高倉輝氏の手から、今から七年前(大正十一年十月)に出版された彼の譯書「戰爭進化の生物學的批判」(ダオルグ・エイ・ニコライ原著)を示され、その扉を開いて、そこに彼の手習に成る次の注意すべき數行を見出した。それには、一九二三年四月の日附が書きつけられてある。

「謹呈 高倉輝大兄

譯者 山本宣治

我等を縛る鎖の強さはいかに

一目見ていかめしくも亦頑丈らしい、それももはや所々錆びくち、ゆるまんと

してゐるのを我々は明かに知つてゐる

其鎖を斷然切り離さうと試みる勇士達の爲に

私は此書を武器の一として献じた

好むにせよ好まないにせよ

やがて來るその日の爲に」

更らに譯者序を見ると、彼の社會的關心が既にその頃から非常に高められてゐて、充分に實踐の境にまで入らうとしてゐたことが明かに看取された。もとより、その動機には、弱きもの、虐げら

れたもの、搾取と抑壓の鐵鎖の下に喘ぐものに對する一種の人道主義的義憤が基調をなしてゐた。だがそれは既に、多分に社會科學的知識によつて裏附けられてゐたものでもあつた。その後、彼が大阪の労働學校の校長となり、更らに日本農民組合にも關係し、次いで舊労働黨の創立と共にそれに入黨してからといふものは、彼の既往の人道主義的感激が、労働者農民の解放戰に於ける彼の不斷の實踐を通じて、無産階級的に益々精練され、益々深化されて行つて、遂に彼が一個の勇敢なる階級的戰士として悲壯な最後を遂げるに至つたまでの、その輝ける記録は、人々の記憶の上に、まだ生々しき印象を留めてゐることである。

五

同志山本は、洛外宇治の旅館「花屋敷」の若主人として育つたので、若し階級戰に突入しないのであれば、刺客の兇刃に仆れる代りに、今頃は定めし山紫水明の地に平和な生活を享樂してゐたことであらう。のみならず、彼れは嘗つて彼れのものであつた同志社太學教授および京都帝國大學講師の椅子をも永く持ちつゞけて、學界に相當の盛名を馳せてゐたことであらう。だが、その溫厚なる外貌と優雅な京都辯にも似ず、内心に一片鐵の如き俠骨を藏してゐた彼は、

かつて少年時代に父の扶助を自ら斷ち切り、アメリカに奔つて苦學し、後歸つて京大理科に學び、卒業後大學院で研究を續け、傍ら小ブルジョアの羨望の的となるには餘りある地位を勝ち得てゐながら、一たびその飽く迄眞摯する研究態度によつて戰鬪的唯物論を戦ひ取つてからは、敢然階級闘争の渦卷の中に身を投じ、世俗的榮譽と家庭に於ける安易生活を一擲して、彈壓の砲火の中をまつしぐらに戦ひ進み、遂に荒れ狂ふ白色テラーの餌食となつて倒れるに至つたのだ。

彼は、その數年間の東奔西走の運動の生涯に於て、また多大の物質上の負擔にも甘んじた。だが、それは彼の地位および資産からは比較的容易になされたことであつたに違ひない。たゞ彼が、階級的戰士としてあくまで左翼戰線を固守し、如何なる場合にも、それから一步も退却せず、社會民主主義の陣營を一蹴してすつくと立ちはだかり、身を以て階級的忠誠に殉じて悔ひなかつたことは、純情——革命家的情熱——彼の如き人にして始めて望み得られることだ。この點に於て、我等が誇りとする同志「山宣」は、最も大切な瞬間に我等の陣營を棄て去ることによつて、戰鬪的労働者農民を裏切つた水谷長三郎氏一派とは、斷然鋭き對照を示してゐる。

同志「山宣」は、殊に最近に至つて、その階級意識に於て急速に尖鋭化し、一舉にして驚くべき進境を劃した。三月の初めに大阪で開かれた全國農民組合大會に於ける彼れの政治的自由獲得労働者同盟

を代表しての祝辞演説、並に兇變の直前に神田の或る小學校に於ける彼の選舉應援演説は、それを聞いた同志たちを驚喜せしめたものであつた。

彼は、彼の死の近づくに従つて、單に自ら益々左翼戦線の闘士として成熟して行つたばかりでなく、その影響を彼の周圍に強く及ぼした。殊に彼の闘争精神は彼の家庭を高度に感化した。彼が三月三日全國農民組合大會に出席すべく自宅に歸つた時には、母堂・夫人、および愛兒たちが戦士の歸來を迎ふる如く彼を迎へて午餐を共にし、直ぐその翌日治安維持法事後承諾案上程の議會に間に合ふやうに上京の途に上つた時には、また家族一同が戦士を送り出すやうに別れを告げた。それは、兩度ともその場に居はせた同志「奥甚」が親しく私に語つたことである。

三月五日の深更、彼れの訃報が宇治の花屋敷に達した時には、無論家族一同に一大ショックを與へた。だが、豫てから萬一を覺悟してゐた母堂および夫人は、そのために少しも取り亂ださなかつた。そして、翌早朝遺骸を受取るべき使命を帯びて京都を立つた同志「奥甚」および故人の妹婿山中君に託して、次の如き言葉を我々に送つて來た。

「宣治の死は悲しいことですが、全然豫期してゐなかつたことではありません。遺骸は茶毘に附して骨にして附り返して下さい。唯一つの願は、宣治の遺骸を舊勞農黨の黨旗でつゝんで棺に

收めて下さい。宣治は生前常にその赤旗のことを口にしてゐましたから、さうして下さらば、何にもました本懐でせう。」

同志「奥甚」がこの言葉を我々に傳へたとき、我々は泣いた。そして翌日、その言葉通りに、故人のなきがらは、舊勞農黨旗につゝまれて柩に收められた。

六

三月八日、階級的勇士の死にふさはしく、眞紅の色に燃ゆるにつゝまれた彼れの遺骸は、同志の手によつて本郷佛教會館の壇上に運ばれた。嚴肅なる告別式が、在京の遺族と滿堂の會衆とによつて、その前で執り行はれた。式の進行のまに／＼に一種の悲壯痛烈なる氣分が赫々と燃えあがるかと思はれるばかりに式場に漲つた。それは二面に於いて、彼の死が如何に生前彼に無限の敬愛と信頼とを寄せてゐた日本の戰闘的勞農大衆を感奮せしめたかを表象したものであつたと同時に、他の一面に於ては、それらの大衆が如何に資本家地主の政府の反動政治と、白色テラーとの横行と、社會民主主義者の裏切りとに對して抑へ難き憤激と憎惡と呪咀とを懷いてゐるかを如實に反映したものであつた。更らにかうした場面の全光景は、そこに參列してゐた二三十名のブル代議士連にも、

プロレタリアートの日本の意氣の凄まじさを一瞥せしめた。だが、それらのブル代議士連が、それに對して如何なる感慨を懐いたかは、直接には我々の問題ではない。我々はたゞその時、我々のすべてが、あくまで亡き同志の遺志を守り、我々の政治的自由獲得闘争を最後まで戦ひ抜くことによつて、同志山宣をはじめ、我々の陣營内のすべての犠牲者たちの死に不朽の歴史的意義あらしめるために、努力することを誓つたかの一事を銘事して居ればよいのだ。

その告別式が終らうとした瞬間に會衆の間から自然と――

「民衆の旗、赤旗は――」

の歌聲が湧き起つた。そしてその聲は、棺車が火葬場に向つて出發した後まで高らかにつゞいた。

同志「山宣」は死んだ。だが、彼の聲は我々の耳底に活き、雷の如く響いて、絶えず我々を政治的自由獲得の戦場に驅り立てる。我等の行くところは、戦場であり、墓場である。彼は孤獨なる先行者ではない。今日彼を吊ふ我々が、明日は自ら吊られる身とならないとは、誰れに保證できよう。我々はそれを恐れるものではない。我々はたゞ、彼を始めすべての犠牲者たちの死を大死に終らせないやうに努力することを誓ふのみだ。聞け！ 全國の戦闘的労働者農民の燃ゆるが如き憤激の聲を！ 今我々が若し同志「山宣」が最後まで渾身の力を傾けて戦つた治安維持法を筆頭とする

一切の無産階級抑壓法を葬るため、絶對絶命の戦ひを戦ひ抜かなければ、――更らに當面の敵田中反動内閣を打倒し、同時に社會民主主義の上に鐵槌を加ふることによつて、無産階級の最後の勝利への行進の道を地均らしすることに全力を盡くさなければ、彼の血は徒らに流されたことになるであらう。

同志よ！ 我々は死んだ「山宣」の闘争精神を受け繼いで、絶え間なく降りそゞぐ彈壓の砲火を越えて奮ひ進まう！ さあ、固く腕を組んで！

同志の死に酬いよ！

犠牲者の血の一滴もむだにするな！

(一九二九年・三・九)

山本宣治年譜

四二

一八八九年(明治二十二年)五月二十八日京都に生る。父は山本龜松、母は安田多年子。

一九〇一年(同三十四年)十三歳にして神戸

一中に入學す。身体虚弱のため中途退學し、京都宇治花屋敷に於て園藝に従事す。

一九〇六年(同三十九年)十八歳。園藝家を志し大隈侯爵邸に入る。

一九〇七年四月、大望を抱いて單身北米カナダ、バンクーバーに渡る。五年間、皿洗ひ、コック、園丁、鮭取り漁夫、列車給仕、伐木人夫旅館のウエーター等三十餘種の職業を轉々とし

て、傍ら小學校、中學校に通ふ。

一九一一年(同四十四年)二十三歳、父病氣のため急遽歸朝す。

一九二二年(同四十五年)二十四歳、京都同志社普通部四年に入學す。

一九一四年(大正三年)二十六歳、丸上千代子と結婚す。長男英治生る。三高二部に入學。

一九一六年(同五年)二十八歳、次男浩治生る。

一九一七年(同六年)東京帝大動物科に入學。東京市小石川區林町に寓居す。

一九一九年、三十一歳、三男繁治生る。「分類學者幻滅の悲哀」なる論文を雑誌に寄す。

一九二〇年(同九年)三十二歳、「イモリの精子發達」なる論文を以て卒業し、直ちに京都宇治に歸り、京大大學院に入學、「染色體」の研究に着手す。傍ら同志社大學講師として「人生物學」および「性教育」を講ず。

一九二一年(同十年)三十三歳、チブス症にかゝる。長女治子生る。「性教育の實驗に現れた青年心理」なる論文を雑誌に發表す。京大醫學部講師として、大津臨湖實驗所に通ふ。

一九二二年(同十一年)三月、サンガー女史來朝、意見を交換して熱心なるBC(産兒制限)研究家となる。ニコライの「戦争の生物學的批

判」の上巻、および「山峨女史家族制限法批判」を刊行。三田村四郎、久津見房子、野田律太の諸氏と交を結ぶ。次女美代子生る。十二月アイシユクティン教授に會ふ。

一九二三年、三十五歳、京大理學部講師となる。各地に於て性教育、産兒制限の講演を行ふ。大阪労働學校の講師として「生物學」を講じ、日本労働總同盟に關係す。「結婚・三角關係・離婚」性教育」を出す。

一九二四年(同十三年)プロレタリア運動に進出す。山宣を中心に各都市にBC研究会おこる。政治研究会會員となる。關西労働學校聯盟委員長となる。京都労働學校校長となる。社會科學研究會の學生と交を深くし、京大、東大、

早大の研究會主催にて性學講演を行ふ。「戀愛革命」を出す。

一九二五年（同十四年）三十七歳、總同盟分裂し評議會創立さる。月刊雜誌「産兒調節評論」を發行し、十月「性と社會」と改題。京大聯聯事件のため十二月家宅搜索を受く。

一九二六年（大正十五年）三十八歳、四月「性と社會」廢刊。京大並に同大を追はる。日本産兒調節研究會を興す。労働農民黨創立され、京都府聯合會教育部長となる。京都俵給者組合執行委員長となる。議會解散請願運動第一次執行委員長となる。「社會問題講座」に執筆す。

「戀愛揚棄」を出す。

一九二七年（昭和二年）三十九歳、四月京都

府第五區に於て労働農民黨より立候補す。雜誌「インターナショナル」の發行人となる。八月父龜松死去す。對支非干涉同盟より支那行代表に選ばれ、ために宇治署に檢束さる。労働農民黨京都府聯合會執行委員長となる。「無産者自由大學」「最新科學講座」「アルス文化講座」等に執筆す。十二月左側肺炎浸潤のため咯血す。

一九二八年（昭和三年）四十歳、京都府第二區より労働農民黨候補者として立ち當選す。三一五事件。労働農民黨、評議會、無産青年同盟解散さる。坐骨神經痛をやむ。信州神林温泉にてニコライの下巻の翻譯を始む。全國農民組合に加入す。北海道に遊説す。十二月労働者農民黨結黨を禁止さる。

一九二九年（昭和四年）四十一歳、労働同

盟結成さる。水谷長三郎裏切つて、戰鬥的労働者農民の唯一の代議士として孤壘を守る。二月香川奪還の先頭に立つ。第五十六議會開會。二月八日拷問不法監禁に對し質問す。二月二十一日學生運動取締に關し質問。三月四日大阪に於ける全國農民組合大會にて最後の演説をなす。三月五日治安維持法緊急勅令案可決の日東京神田光榮館に於て刺殺さる。七日東大法醫學教室に於て解剖に附され、八日本郷佛教會館にて告別式行はる。十五日未曾有の嚴戒裡に京都三條

青年會館、東京青山齋場、大阪天王寺公會堂、および全国各地に於て山宣の労働者農民葬行はれ、山宣紀念碑建設のため基金全國より續々として集る。

墓は京都宇治川畔の丘上に在り。墓碑銘は「山本宣治ただ一人孤壘を守る。だが私は一人でも淋しくない。背後に大衆が支持してゐるから」といふ山宣自身の最後の演説の一節であるが、内容がいけないのか、揮毫者が大山郁夫氏であるためか、碑銘は當局によつて塗りつぶされてゐる。

山宣デー闘争年譜

一九三〇年三月五日

- (京都) 労働東京府聯の提唱によつて『山宣遺難一週年記念共同闘争委員会』設立され、聲明書發表、アジビラの撒布。圓山公園ヘデモ三條青年會館で記念演説會、基參アモ。夜字治公會堂に於て追悼演説會。
- (東京) 労働黨本部主催で本所公會堂並に芝協調會館に記念演説會開催、猛雨を衝いて集る聴衆約三千
- (佐賀) 福佐聯合會主催の記念演説會を鳥柄町昭和館に開催、夜は各支部に於て座談會。

- (名古屋) 労働農民新聞山宣記念號の辻賣敢行。夜は追悼會。中部金屬今村班は五分會ストライキ決行。
- (札幌) 追悼座談會
- (堺) 堺無産團體の共同主催の追悼會。山宣の遺族へ慰問狀發送。
- (長野) 各支部に於て追悼座談會、ビラ傳單の撒布。
- (静岡) 機關紙の辻賣。追悼座談會

一九三一年三月五日

- (東京) 労働黨東京府聯の計畫になる神田光榮館

(山宣が兇死にたはれた)への組織的一大モテ成功す。三黨共同の記念演説會が、本郷佛教會館、西町小學校に於てもたる。

- (大阪) 天王寺公會堂に大演説會、聴衆千五百、被檢束者五十數名。

(神戸) 四日夜から五日早朝にかけて傳單を工場地帯に貼り廻し、市内七ヶ所に於て追悼茶話會開催。參加労働者約百名。

- (名古屋) 記念研究會開催。

(新潟) 傳單貼り、四ヶ所に座談會開催。

- (茨城) アジビラ撒布、水戸市公會堂並に蒲糸市

場で追悼大演説會開催。

- (千葉) 船橋町に於てアジビラ撒布。

(埼玉) 飯能座並に入間郡精明村双柳劇場に大演説會開催。デモ敢行。

(静岡) 労働黨縣聯幹部十數名拘留中にて組織的な闘争は東部合同労働所屬工場班の五分間スト敢行。

(福井) 辻久機業物争議激化に結びつけて山宣テ

一戦はれ、三ヶ所に座談會開催。

(大分) 座談會開催、參加者五十六名。夜大演説會聴衆六百、散會後七十名にてデモ敢行。

大山郁夫序 野村浩譯 (定價十錢)

カールミローザはいかに 帝國主義戦争と闘つたか(發禁)

世界戦争の危機を前にして刻下必讀の書

前川正一著 百六十頁 (定價三十錢)

農民組合の話

百姓はどうして貧乏を退治るか

野村浩著 三月二十日頃發行の豫定(定價十錢)

ファシズムとは何か?

ファシズムの本質、起源および發展、これと
いかに戦ふか等に就いて解り易く書いてある

大沼篤爾作 勞農黨殘務整理委員發賣

山宣の胸像

東京府内送料壹個二圓
地方送料共二圓五十錢

残り少し! 品切れにならない
うちに至急申込み!

東京市本所區吾妻橋三丁目五
番 替東京三九七〇二番

赤 光 社 書 店

編者あとがき

「第五十六議會に於ける同志山本宣治君の死の闘争記録は、二重の意味に於て永久に記念されるべきものである。即ちそれは、第一に、氏が死を賭して戦つた文字通りの決死の闘争であつたといふ點に於て。第二に、議會に於ける無産者議員の闘争は如何に戦はるべきものであるかといふことを實戦に於て示した我が國に於ける最初の記録であるといふ點に於て。……」
以上の言葉は、奥村甚之助——山宣の無二の戦友であつた今は亡き奥甚が、「勞働者農民の代議士山本宣治は議會に於て如何に闘争したか?」といふ書へ寄せた序文の冒頭の一節である。然し同書は發行と同時に發禁の厄にあひ、その後今日まで全國の同志の熱烈な要求にも拘らず、山宣の議會闘争を紀念する書が出版されなかつた。
常にブルジョア議員共の陰險なる妨害と、社會民主主義議員共の卑劣なる策謀のために、山宣は最後まで本會議に於て——少くとも重要問題に關しては——發言する機會を持ち得なかつた。従つて山宣は豫算委員會等を巧みに利用して、質問戰暴露戰を展開するほかなかつた。
本書に收めた質問演説は、かうした彼の苦闘を物語る代表的な闘争記録と言はれてゐる。勿論三・一五、および戰闘的三團體の解散に續く暴壓の下に於ける山宣の闘争が、主として前衛闘士や戰闘的團體に對する支配階級の彈壓政策に對する憤激となつて現はれたことは當然である。
三月五日は近づいた。我々は今こそ山宣の覺悟を以て吹き荒ぶ反動の嵐と戦ひ、闘争を通じて山宣の死を不朽に紀念しようではないか!

一九三二年二月十五日

山宣は如何
に戦つたか

發行所 赤光社書店

東京市本所區吾妻橋三丁目五
番 振替東京三九七〇二番

昭和七年二月二十八日印刷
昭和七年三月三日發行

定價十錢
送料二錢

編輯兼 東京市本所區吾妻橋三丁目五
發行者 山花秀雄

印刷所 東京市本所區東駒形四丁目六
那須野社印刷所

終